

要 望 書

理化学研究所は 184 名の違法な雇止めによる技師 2 人を復職させ、 降格した研究者らの地位回復を求める署名

理化学研究所の五神真理事長は、2023 年 3 月末までに 184 名の雇止めを強行しました。

これは「無期転換ルール」を定めた労働契約法 18 条に違反する行為です。

理研は雇用上限を口実にした雇止めを通告。これにより 380 名が雇用を失う危機にありました（昨年 4 月 1 日現在）。裁判などのたたかいにより、一部に降格、キャリアチェンジを強いられながらも 196 名が雇用継続になりました。しかし、184 名が雇止めにより理研での職を失いました。理研による雇用上限の押しつけは、無期転換の適用を意図的に避けるための脱法行為です。そもそも有期労働契約の締結後に新たに更新上限を設けることは労働条件の不利益変更にあたります（22 年 10 月 26 日、衆議院厚生労働委員会での厚生労働省労働基準局長答弁）。労働者に不利益な労働契約の変更は、労働者の合意なしには原則としてできません（労働契約法 9 条）。無期転換逃れのために雇用上限をさかのぼって押し付け、それを口実にして雇止めを強行するのは明白な違法行為です。

理研は、130 頭のマーモセット（南米に生息する小型サル）などの健康管理や実験業務を担当していた技師 2 名も雇止めにしました。サルの社会性の観察や、各研究チームの依頼でアルツハイマーやうつ病の薬剤実験なども行っていました。特別な訓練を受け、動物愛護法や環境省指針を熟知している専門家です。2 人が外されてからマーモセットが死んだという情報が寄せられています。飼育環境の悪化が危惧されます。無職となった 2 人は、職場復帰を求めてさいたま地裁に提訴しています。

理研による違法な雇止めの撤回を求めて最初に裁判に訴えた研究室責任者は、雇用継続となったものの一研究員に降格となりました。地位回復を求めて裁判を続けています。

私たち理研の非正規雇用問題を解決するネットワークは、理研本部のある和光市周辺の市民、労働組合、理化学研究所労働組合の役員などによる有志グループです。理研による違法な雇止めは、日本の研究力に大打撃を与えた蛮行です。二度と繰り返させないためにも、以下のことを理研に要請します。

【要請内容】

- 1、違法に雇止めされた技師 2 人をただちに復職させてください。
- 2、降格、キャリアチェンジした研究者らをもとの地位、職場に戻してください。

名前	住所

【取り扱い団体】 理研の非正規問題を解決するネットワーク

連絡先 〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡 3-11-47 北足立南部地区労働組合協議会

E-mail : rikenhiseikinet@gmail.com